

新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（素案）

平成23年11月版

（※精査の結果、今後目標数値及び文言について修正が生じる可能性がある。）

【目次】

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	2
1 計画の位置づけ	2
2 計画の概要	4
3 計画期間	5
4 計画の推進体制	6

第2章 ごみを取巻く現状と課題

1 現在のごみ処理システム	7
1 地区体制	7
2 分別区分	8
3 処理手数料	9
4 処理・処分の状況	12
5 施設の概要	13
2 ごみ処理の現状	16
1 家庭系ごみ排出量	16
2 事業系ごみの排出量	17
3 処理・処分量の推移	18
4 焼却施設の稼働状況（新）	19
5 ごみ組成	20
6 ごみ処理経費	21
7 数値目標の達成状況	22
8 他都市の比較	23
3 現状を踏まえた課題の整理	24

第3章 ごみ処理の目標と方針

1 ごみ処理の基本理念	25
1 ごみ処理の基本理念	25
2 本市の目指す循環型社会	26
2 環境先進都市に向けた数値目標	27
1 環境先進都市の数値目標	27
3 ごみ処理の基本方針	32

第4章 目標達成に向けた基本施策

基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働	33
1 制度の周知と分別の徹底	34
2 意識啓発・環境教育の推進	35
3 3R・生ごみ減量の推進	35
4 市民・事業者・市の協働した体制づくり	36
基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進	37
1 制度の周知徹底	37
2 排出事業者のごみ減量への動機付け	38
3 分別及び資源化の促進に向けた誘導	38
4 産業廃棄物の混入防止	38
基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進	39
基本方針4 収集・処理体制の整備	41

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

私たちの豊かな暮らしや経済活動は地球環境という基盤があってはじめて成り立ちます。この地球環境を損なうことなく持続的に社会を発展させていくためには、地球温暖化への対応、自然との共生とともに、市民一人ひとりが身近なごみについて考え、ごみの発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再生利用（Recycle）といった3Rの重要性を認識し、できるだけごみを減らし、ごみとなったものも資源として循環利用する社会を構築していくことが必要です。

これまで新潟市は、平成17年に近隣13市町村と合併し、平成19年4月には本州日本海側初の政令市として新たな一歩を踏み出しました。また、これと併せて、平成19年6月に前「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、平成20年6月にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始し、地区ごとに異なっていた分別制度を統一しました。そして、この新しい制度のもとで、市民・事業者・行政が一体となってごみの減量と資源化に懸命に取り組んだ結果、家庭系ごみの大幅な削減や資源化率の向上といった大きな成果を挙げることができました。

新ごみ減量制度により、分別とリサイクルについての意識が一定程度定着したといえる今日、循環型の社会への歩みを着実なものとし、田園型政令市の豊かな環境を未来の子どもたちに引き継いでいくためには、3Rのうち特に発生抑制（Reduce）に力点を置き、さらなるごみの減量化と資源化を推進していく必要があります。

このため、前計画の中間年度にあたる平成23年度に、新潟市清掃審議会に対し「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」と題して、「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」及び「事業系ごみの減量施策のあり方」を諮問し、同審議会における市民の立場で既成概念に捉われない自由闊達な議論を経て、平成23年10月に答申を得ました。

新潟81万市民が丸となって、持続的な新潟市の発展を目指し、循環型社会の構築に向けた取り組みを加速させるため、この答申で示された方向性を踏まえ、新たな目標を実現するための施策を盛り込んだ「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定します。

2 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定・改定するものです。

本計画の内容は、関係法令（循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）の理念や各種制度・計画の内容を踏まえ、上位計画である「新・新潟市総合計画」、「新・新潟市環境基本計画」との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針として位置づけるものです。

なお、本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

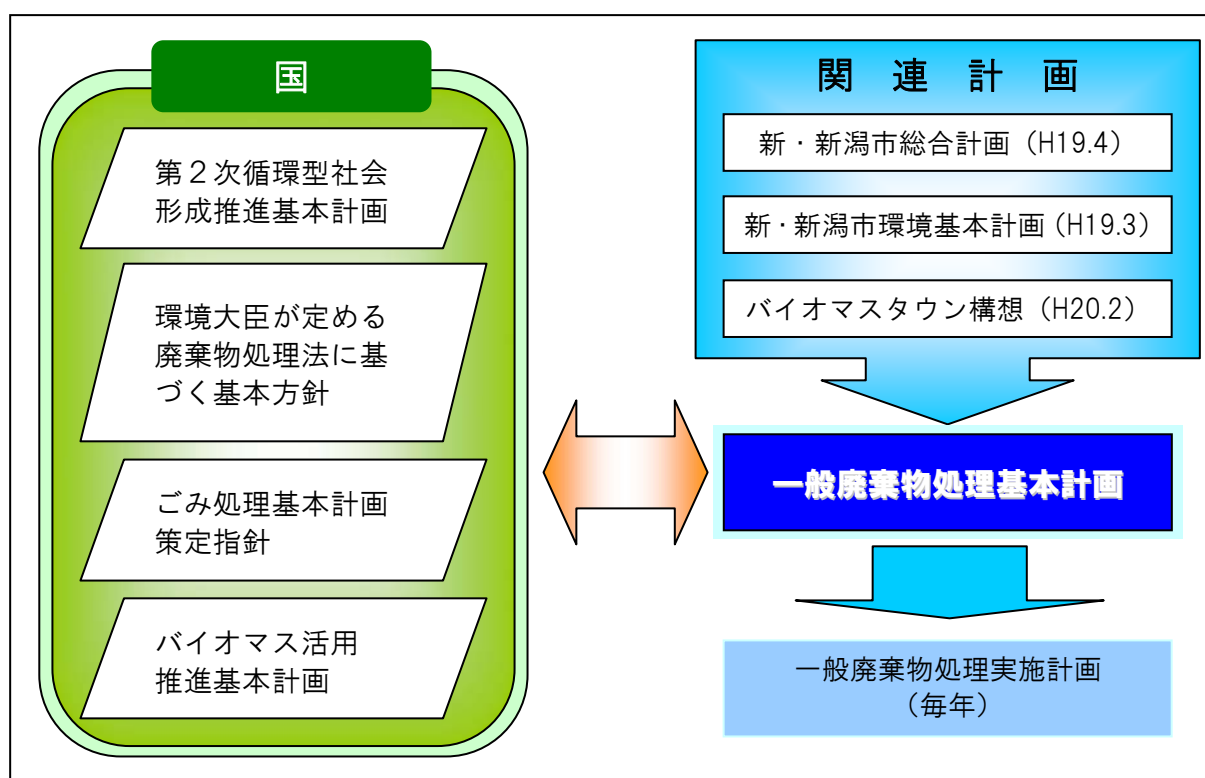


図1 計画の位置づけ

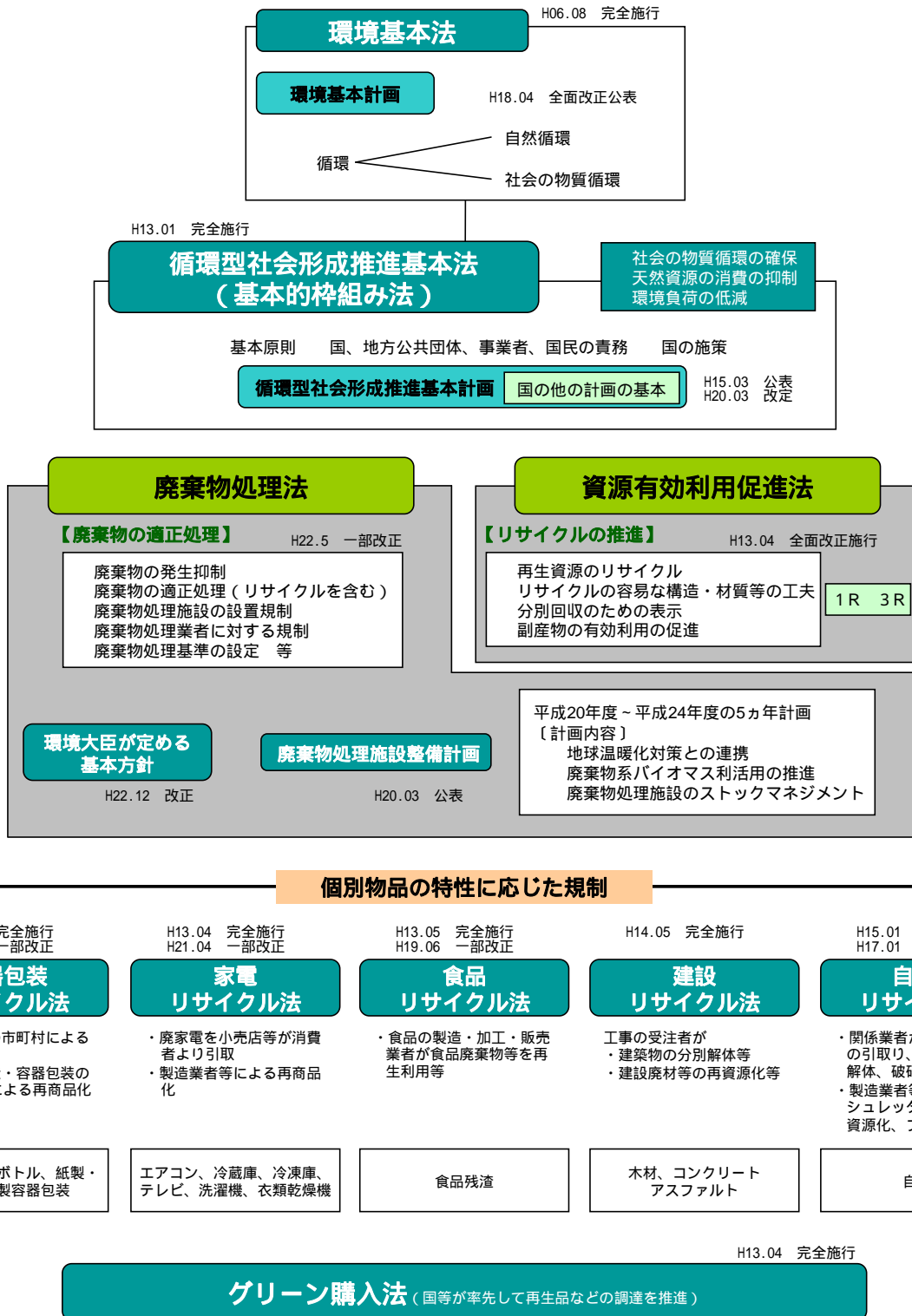


図 2 循環型社会の形成の推進のための法体系

2 計画の概要

本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生及び排出抑制から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。本市におけるごみ処理の現状・課題を踏まえるとともに、清掃審議会における審議を経て、市民・事業者の意見を取り入れ策定します。

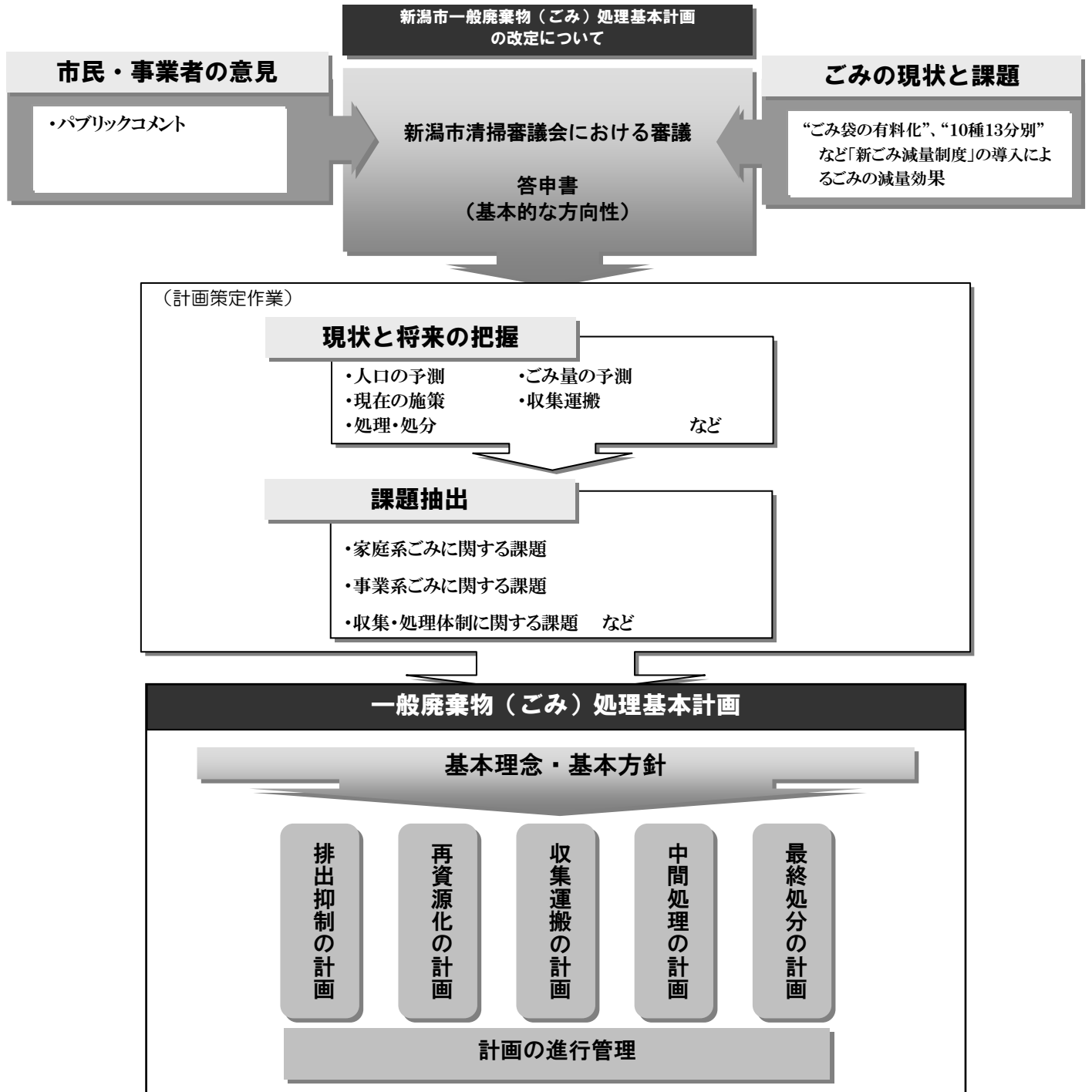


図 3 計画概要

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度を初年度とし、平成31年度までの8年間とします。計画を着実に推進するために計画期間を2期に分け、平成24年度から平成28年度までを短期計画期間、平成24年度から平成31年度までを長期計画期間とします。

また、中間目標年度においては、短期計画期間の実施状況を踏まえ計画の見直しを行います。

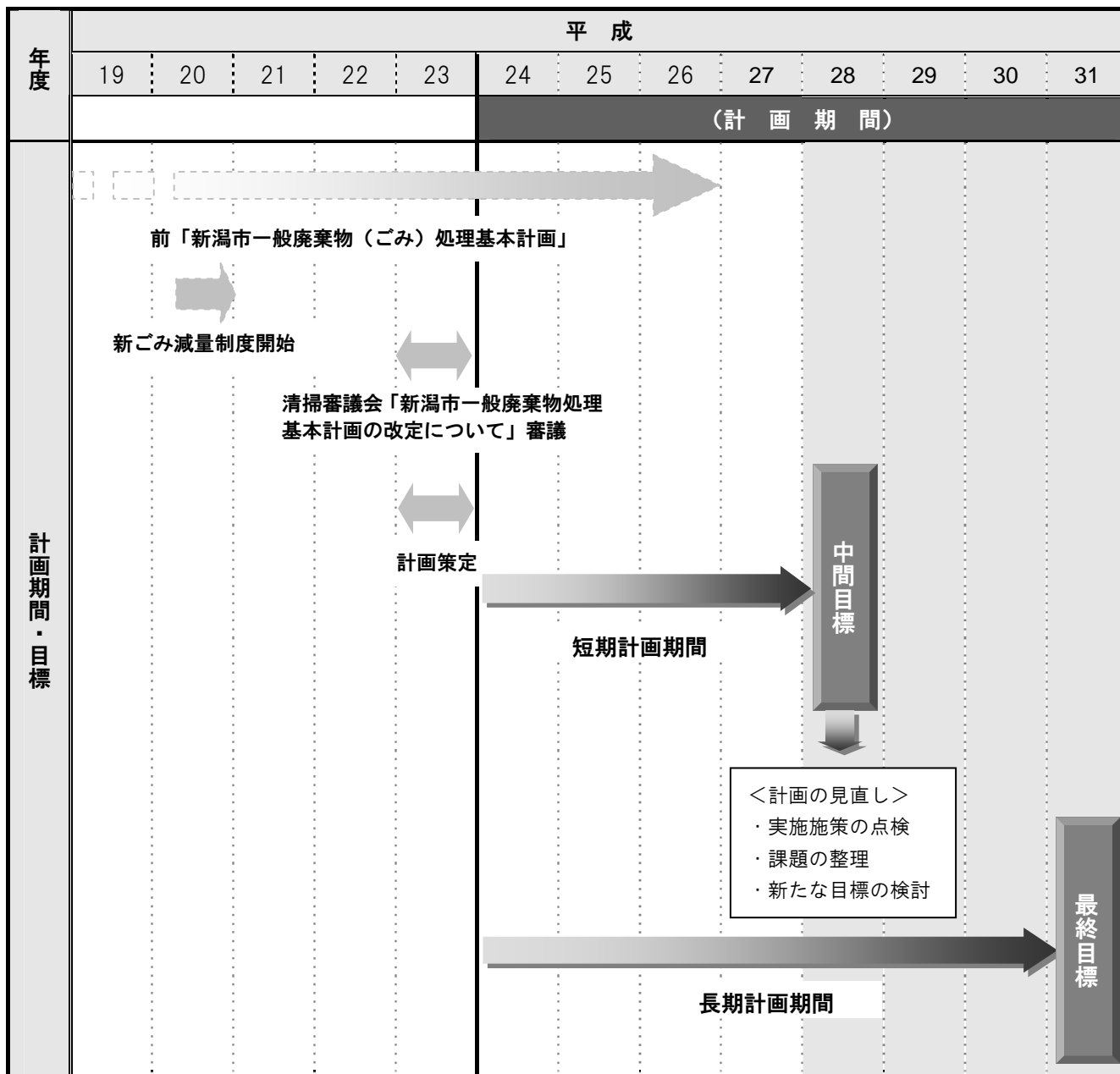


図4 計画期間

4 計画の推進体制

一般廃棄物処理基本計画に基づく各種施策は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、三者の協働のもとに推進していくこととします。

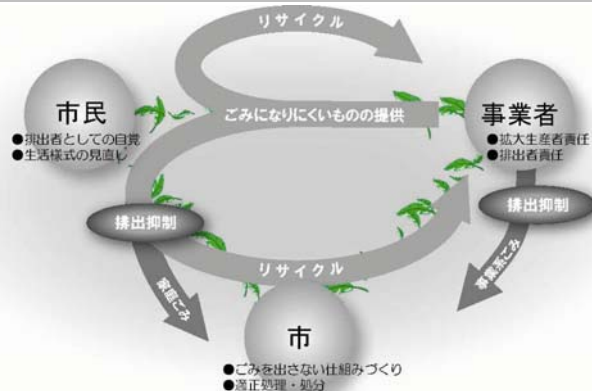


図5 市民・事業者・市の役割のイメージ

市民・NPO等の市民団体の役割

排出者としての責任(市民)

- 一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化・適正処理に向けた取り組みに協力する。
- 地域の集団資源回収や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加する。

積極的な活動とつなぎ手としての役割(市民団体)

- ごみの減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざした3R活動を展開する。
- 市民・事業者・行政のつなぎ手としての役割を果たす。

事業者の役割

生産者としての責任

- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫をする。
- 環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に積極的に取り組んでいく。

排出者としての責任

- 自己処理責任のもと、ごみ排出者としての自覚・責任をもち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進する。
- ごみ減量化・適正処理に向けた各種取り組みに協力する。

市の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- 市民・事業者が参加できるシステムの構築を推進する。

安全で効率的なごみ処理体制の構築

- 環境負荷の軽減を念頭に、安全で効率的な収集運搬、処理・処分体制の構築を推進する。
- 地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進める。

各主体のコーディネーター

- 市民・市民団体・事業者の取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。

排出者としての責任

- ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を計画的に推進する。

第2章 ごみを取巻く現状と課題

1 現在のごみ処理システム

1 地区体制

本市におけるごみ収集・処理処分の体制は図 6に示すとおり、旧市町村を地区単位として、収集する品目と処理施設の立地条件に応じて、収集・処理する範囲を調整し、ごみの適正な処理・処分を行っています。



図 6 現在の地区体制

表 1 地区別人口の実績（平成22年度10月1日：国勢調査人口）

地区名		人口	世帯数	備考
新潟広域	新潟地区	529,816 人	219,976 世帯	新潟地区+黒埼地区
	亀田地区	34,739 人	12,750 世帯	
	横越地区	12,055 人	3,857 世帯	
	計	576,610 人	234,583 世帯	
白根広域		63,050 人	19,458 世帯	白根地区+小須戸地区+味方地区 +月潟地区+中之口地区
巻広域		55,067 人	17,626 世帯	巻地区+岩室地区+西川地区 +湯東地区+
新津地区		67,507 人	24,139 世帯	
豊栄地区		49,958 人	16,444 世帯	
市全体		812,192 人	312,252 世帯	

2 分別区分

平成20年6月1日からの新ごみ減量制度では、以前より分別品目を拡充し、全市で10種13分別（巻広域は8種11分別）を基本に、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により、高品質なリサイクルを確保することとし、分別区分や処理方法の変更を行いました。

平成23年4月1日現在の分別区分は表2に示すとおりです。

表2 分別区分等

（平成23年4月1日現在）

区分		ごみの内容	収集回数	収集方法	手数料等		
全市 北区 東区 中央区 江南区 秋葉区 南区 西区(四ツ郷屋地区を除く) 西浦区(中之口地区に限る)	ごみ	燃やすごみ	厨芥・皮革類など	週3回	集積場方式	有料 (指定袋)	
		燃やさないごみ	金属類・ガラス類など	月1回			
		粗大ごみ	家具など	申込制			戸別収集
	資源物	プラスチック製容器包装	カップ・パック類 トレイ類など	週1回	集積場方式	無料	
		ペットボトル	飲食用・食品用の ペットボトル	月2回			
		古紙類	新聞・雑紙・雑誌				
		飲食用・化粧品 びん	飲食用・食品用の びん・化粧品びん				
		飲食用缶	飲食用・食品用の 缶				
		枝葉・草	剪定した枝・木など	週1回			
		有害・危険物	乾電池・蛍光灯・ スプレー缶など	月1回			
巻広域 ※1 西区(四ツ郷屋地区に限る) 西浦区(中之口地区を除く)	ごみ	普通ごみ	厨芥・プラスチック・ 金属類・ガラス類	週3回	集積場方式		
		粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集		
	資源物	ペットボトル	飲食用・食品用の ペットボトル	月2回	集積場方式	無料	
		古紙類	新聞・雑紙・雑誌				
		飲食用・化粧品 びん	飲食用・食品用の びん・化粧品びん				
		飲食用缶	飲食用・食品用の缶				
		枝葉・草	剪定した枝・木など				週1回
		有害・危険物	乾電池・蛍光灯・ スプレー缶など				月1回

3 処理手数料

(1) 家庭系ごみ有料化の状況

平成17年の広域合併後、各地区により異なっていた家庭系ごみの処理手数料について、平成20年6月1日の新ごみ減量制度の開始により全市統一を図り、ごみ減量とリサイクルの推進及び分別徹底の観点から、燃やすごみ、燃やさないごみ（巻地区は普通ごみ）は指定袋により、粗大ごみは処理券により有料としました。

平成23年4月1日現在の家庭系ごみ手数料は表3に示すとおりです。

表3 家庭系ごみ手数料（平成20年6月～）

区分		全市共通	
有料化手法		単純従量制	
市が定期的に 収集する 家庭系廃棄物	燃やすごみ 燃やさないごみ 普通ごみ（ ）	指定袋・大（45ℓ）	45円/枚
		指定袋・中（30ℓ）	30円/枚
		指定袋・小（20ℓ）	20円/枚
		指定袋・極小（10ℓ）	10円/枚
	指定袋・超極小（5ℓ）	5円/枚	
	資源物	無料	-
市が収集する粗大ごみ		品目別単価	100～500円券

※巻広域

(2) 事業系ごみ、直接搬入ごみの取扱い

事業系ごみは、事業者の自己処理責任に基づき、ごみ集積場への排出は禁止、排出抑制・リサイクルの推進を図り、焼却施設へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制（10kgまでごとに130円）としています。

平成23年4月1日現在の事業系ごみ手数料は表4に示すとおりです。

表4 事業系ごみ・直接搬入ごみ手数料（平成20年6月～）

区分	手数料	
事業系ごみ 施設に直接搬入する場合	10kgまでごとに	130円
家庭系ごみ 施設に直接搬入する場合	10kgまでごとに	60円

第2章 ごみを取巻く現状と課題

(3) ごみ処理手数料の市民還元事業

家庭系ごみ有料化による手数料収入については、表に示す資源循環型社会促進策、地球温暖化防止対策及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元し、また、使途の決定にあたっては、市民代表も含めた検討会議を開催し、透明性を確保しています。

具体的な市民還元事業の内容は表 5に示すとおりです。

表 5-(1) ごみ処理手数料の市民還元事業の内容 (平成 23 年 4 月現在)

市民還元事業	内容	
①分別意識の向上と啓発	市民向けの広報紙を発行するとともに、苦情の多いアパート集合住宅の適正排出に向け、重点的に学生や不動産管理会社に指導を実施し、ごみ分別ルールの徹底を図ります。	
	ア	広報紙の発行 サイチョプレス (年4回)、ごみダイエット読本
	イ	ごみマナー強化 アパート、集合住宅入居者への啓発
②クリーンにいがた推進員育成事業	クリーンにいがた推進員への研修会施設見学会などを実施し推進員を中心に、地域における廃棄物の適正な分別・排出、環境意識の普及啓発を図り、地域に密着した活動を推進します。	
③古紙資源化の一層の推進	古紙の資源化を推進するため、回収団体や地域コミュニティ協議会に対し、回収実績に応じたの奨励金(支援金)を交付します	
	ア	集団資源回収奨励金 回収団体へ6円/kgの奨励金を交付 用具の貸付け・譲与及び保管庫購入等補助
	イ	古紙行政収集支援金 地域コミュニティ協議会等へ3円/kgの支援金を交付
④古布・古着の拠点回収	古布古着を拠点で回収することにより、可燃ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図ります。	
	拠点場所(8箇所)	北区役所、資源再生センター、市役所白山浦庁舎、亀田清掃センター、新津クリーンセンター、白根環境事業所、西清掃事務所、鎧湯クリーンセンター
⑤ごみ集積場設置等補助	地域の環境美化及び収集業務の効率化を図るためごみ集積場の設置費用に対し助成を行います。	
	ごみ集積場設置補助	対象経費：ごみ集積場の購入・修繕費、看板設置費 補助率：3/4 補助対象限度額：15万円/1集積場
⑥特殊ネットの譲与	カラス被害が深刻な自治・町内会には、カラス対策に効果的な特殊ネットを譲与します。	
	特殊ネット譲与	カプサイシン成分入り特殊ネットを譲与
⑦家庭系生ごみ減量化の推進	生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト等)の減額販売や家庭用電動生ごみ処理機の購入費に対して助成を行います。	
	生ごみ堆肥化容器(コンポスト等)の減額販売	市場価格よりも安価な価格で販売 コンポスト：130ℓ、150ℓ、240ℓの3種類 EMポカシ容器とEMポカシ菌をセット販売
⑧地域清掃活動への助成	地域環境の保全や環境美化の推進を図るため地域清掃等の環境美化活動費や不法投棄処理費に対して助成を行います。	
	ア	環境美化活動費への助成 対象経費：軍手等用具購入費や飲み物代など 補助率：4/5 補助対象限度額：@250円×参加者数×4/5
	イ	不法投棄処理費への助成 対象経費：広域的な地域での不法投棄物の運搬・処理費 補助率：10/10

表 5-(2) ごみ処理手数料の市民還元事業の内容 (平成 23 年 4 月現在)

市民還元事業	内容	
⑨ 不法投棄・違反ごみ対策	不法投棄や違反ごみを未然に防止し、地域環境の保全や環境美化の推進を図ります。また、条例の一部改正と監視指導體制の構築により、ごみ集積場からの資源物等の持ち去り行為を防止します。	
	①民間警備会社へのパトロール委託	高速道脇やごみ集積場など
	②監視カメラ等の設置	監視カメラ(タミ-を含む)、フラッシュライト、看板等の設置
	③処理困難物の処理	不法投棄されていた市の処理施設で処理できないごみの処理
⑩ 環境教育・環境学習に対する支援	①環境教育副読本の配布	対象：小学5年生・中学1年生 総合学習などで活用できる環境学習の情報等を掲載した副読本を配付
	②小学生用副読本の配布	対象：小学4年生 ごみの減量・リサイクルの意識を深めるため、社会科副読本「ごみてなかに？」を配付
	③環境教育の取り組み	対象：中学校、小学校、幼稚園 市立校園から推進校実践校を募集し環境教育環境学習を支援
	④にいがた市民環境キャンパス	環境学習ツールの貸出し、作成や学習会の情報などを掲載する交流型ホームページを維持し、環境に関する知識や情報をいつでも誰でも共有できる場所・機会を提供し、市民が環境保全活動に気軽に参加できる環境を整備する。
⑪ ごみ出し支援事業	自治会等で取り組む、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者などの世帯に対する支援活動費について助成を行います。対象団体自治会、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会等の非営利団体	
⑫ バイオマス利活用	市内各所で「菜の花プラン」を実施するとともに、家庭から排出される廃天ぷら油を回収・再生利用することにより家庭ごみの減量・資源化を推進します。	
	①菜の花プラン	地域コミュニティ協議会との協働による菜の花栽培及び菜種油の生産を推進し、良好な景観と地域エネルギーの創出を図る。
	②廃天ぷら油の拠点回収	対象団体：廃油回収を実施する地域コミュニティ協議会や自治・町内会 対象事業：植物系の廃食用油（家庭のもの） 協力金額：回収量1%あたり20円
⑬ 防犯灯設置補助金	LED灯などの環境に配慮した防犯灯の導入を促進するため、自治・町内会又はその連合組織が当該地域内に設置管理する防犯灯を対象に、LED灯などの環境配慮型防犯灯を設置する場合は補助率を上乗せします。(補助率の上乗せ金額分を市民還元事業として支出)	
	LED灯などの環境配慮型防犯灯 補助率 2/3	
⑭ 地域活動補助金	○自主的・主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図り、豊かな地域社会を実現するために、地域課題の解決を図る活動、資源循環型社会形成の推進を図る活動、地球温暖化対策を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動などに補助金を交付します。	
	対象団体・・・①地域コミュニティ協議会、自治会などの非営利団体 補助率等・・・補助率 10/10 限度額：20万円/事業(条件あり) (地域コミ協は20~60万円(20万円/小学校区))	

第2章 ごみを取巻く現状と課題

4 処理・処分の状況

ごみ処理・処分の状況は図 7に示すとおりで、基本的に「可燃ごみ」は市内 6 施設の焼却処理施設にて焼却処理を行い、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」は粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理もしくは最終処分を行っています。資源物は、資源化等処理施設等で資源化を行っています。

また、最終処分は、市内 6 施設の最終処分場で埋め立て処分しています。

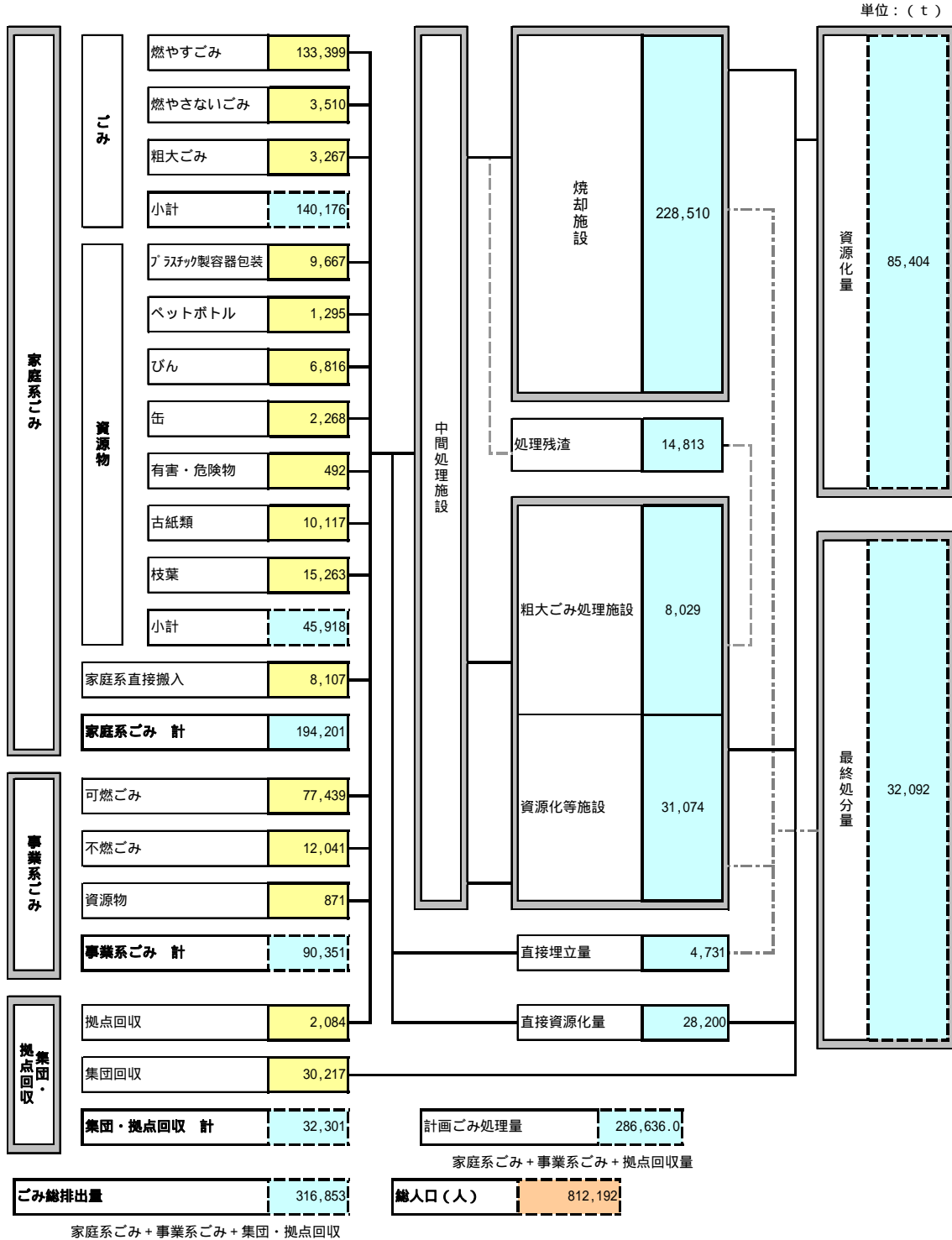


図 7 ごみ処理・処分フローの実績（平成 22 年度）

5 施設の概要

(1) 焼却処理施設

本市の焼却処理施設の施設配置は図 8に、各施設の概要は表 6に示すとおりです。現在、本市では6施設が稼働していますが、平成 23 年度末をもって現在の新田清掃センター焼却施設は休止し、平成 24 年度からは新しい新田清掃センターが稼働を開始します。同施設はPFI法に則った DBO (Design Build Operate: 公設民営) 方式により、施設の整備・運営を行っていきます。



図 8 焼却処理施設配置

表 6 本市の焼却処理施設一覧

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	処理区域	H22 年度処理量*
1 新田清掃センター	流動床炉 (全 連)	360t/日 (120t/日×3 炉)	昭和 61 年 10 月	新潟地区 黒埼地区	70,726 t
2 亀田清掃センター	流動床炉 (全 連)	390t/日 (130t/日×3 炉)	平成 9 年 3 月	新潟広域	93,877 t
3 白根グリーンタワー	ストーカ炉 (全 連)	150t/日 (75t/日×2 炉)	平成 6 年 10 月	白根広域	16,323 t
4 鏡潟クリーンセンター	シャフト炉 (全 連)	120t/日 (60t/日×2 炉)	平成 14 年 3 月	巻広域	18,862 t
5 新津クリーンセンター	流動床炉 (全 連)	144t/日 (72t/日×2 炉)	平成 7 年 12 月	新津地区	16,004 t
6 豊栄環境センター (豊栄郷清掃施設処理組合)	ストーカ炉 (准 連)	130t/16h (40t/16h×2 炉 +50t/16h)	昭和 55 年 12 月	豊栄地区 (聖籠町)	12,718 t

※他市災害ごみ、聖籠町分などを除く

(2) その他の中間処理施設

本市の粗大ごみ処理施設等のその他の中間処理施設の施設配置は図 9に、各施設の概要は表 7に示すとおりです。

現在、本市では破砕等を行う施設が5施設（内1施設は、豊栄郷清掃施設処理組合施設）稼動しており、資源物を対象としたリサイクル施設が2施設稼動しています。



図 9 その他の中間処理施設配置

表 7 本市のその他の中間処理施設一覧

施設名称	施設種類	規模	竣工年月	処理区域	H22 年度処理量※
1 新田清掃センター	破砕施設 (不燃)	170t/5h 85t/5h×2系 堅型高速 5t/5h×1系 二軸低速	平成12年3月	新潟地区 黒埼地区	10,468 t
2 亀田清掃センター	粗大ごみ 処理施設	50t/5h 45t/5h×1系 横型 5t/5h×1系 剪断	平成9年3月	新潟広域	3,665 t
3 白根グリーンタワー	粗大ごみ 処理施設	25t/5h 20t/5h×1系 回転式 5t/5h×1系 油圧切断	平成6年10月	白根広域	2,091 t
4 鏡湯クリーンセンター	リサイクルプラザ*	16t/5h かん 7t/5h 機械選別 びん 7t/5h 自動色選別 ペットボトル 2t/5h 圧縮梱包	平成14年3月	巻広域	942 t
5 新津クリーンセンター	粗大ごみ 処理施設	21t/5h 横軸回転衝撃式	平成7年12月	新津地区	1,876 t
6 資源再生センター (エコプラザ*)	リサイクルプラザ*	60t/5h (30t/5h×2系) かん 機械選別 生きびん・カレット 手選別	平成8年3月	新潟地区	1,707 t
7 豊栄環境センター (豊栄郷清掃施設処理組合)	不燃物 処理施設	30t/5h 衝撃剪断式	昭和62年3月	豊栄地区 (聖籠町)	453 t

※他市災害ごみ、聖籠町分などを除く

(3) 最終処分場

本市の最終処分場の配置は図 10に、各施設の概要は表 8に示すとおりです。現在、本市では6施設（内1施設は、豊栄郷清掃施設処理組合施設）が稼動しており、各施設において適正な処分、維持管理が行われています。平成24年度からは新たに（仮称）新赤塚埋立処分場が供用を開始します。



図 10 最終処分場施設配置

表 8 本市の最終処分場一覧

施設名称	施設容量※1	埋立構造	浸出水処理施設	竣工年月	処理区域	H22年度埋立容量※2	H22年度末残容量
1 赤塚埋立処分地	473,900m ³	準好気性 平地埋立	380m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過	平成6年8月	新潟地区 黒埼地区	9,682 m ³	19,108 m ³
2 太夫浜埋立処分地	182,000m ³	準好気性 平地埋立	260m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過	平成13年3月	新潟広域	7,909 m ³	63,399 m ³
3 白根埋立処分地	15,401m ³	準好気性 平地埋立	120m ³ /日 活性汚泥＋沈澱 ＋膜処理＋活性炭	平成14年3月	白根広域	1,474 m ³	121 m ³
4 福井埋立処分地	97,690m ³	準好気性 平地埋立	100m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	昭和58年8月	巻広域	996 m ³	23,592 m ³
5 亀田埋立処分地	33,000m ³	準好気性 平地埋立	70m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	平成18年3月	新潟広域	7,082 m ³	11,554 m ³
6 一般廃棄物処分場 江楓園 (豊栄郷清掃施設処理組合)	80,910m ³	準好気性 平地埋立	230m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	平成4年3月	豊栄地区 (聖籠町)	2,062 m ³	26,283 m ³

※1 施設供用開始時の埋立容量

※2 亀田埋立処分地は旧施設によるもの。

2 ごみ処理の現状

1 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの総排出量の推移（図 11、表9）は、平成 20 年 6 月 1 日からの新ごみ減量制度の実施に伴い大幅なごみ減量・資源化が達成され、平成 22 年度実績では 226,121t となっています。

また、ごみ排出量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）については、新ごみ減量制度の導入により、平成 19 年度と比較して、約 30%の削減となっています。なお、従来事業系ごみとして取り扱っていた処理施設への家庭系直接搬入ごみは、本計画より家庭系ごみの分類に変更しました。

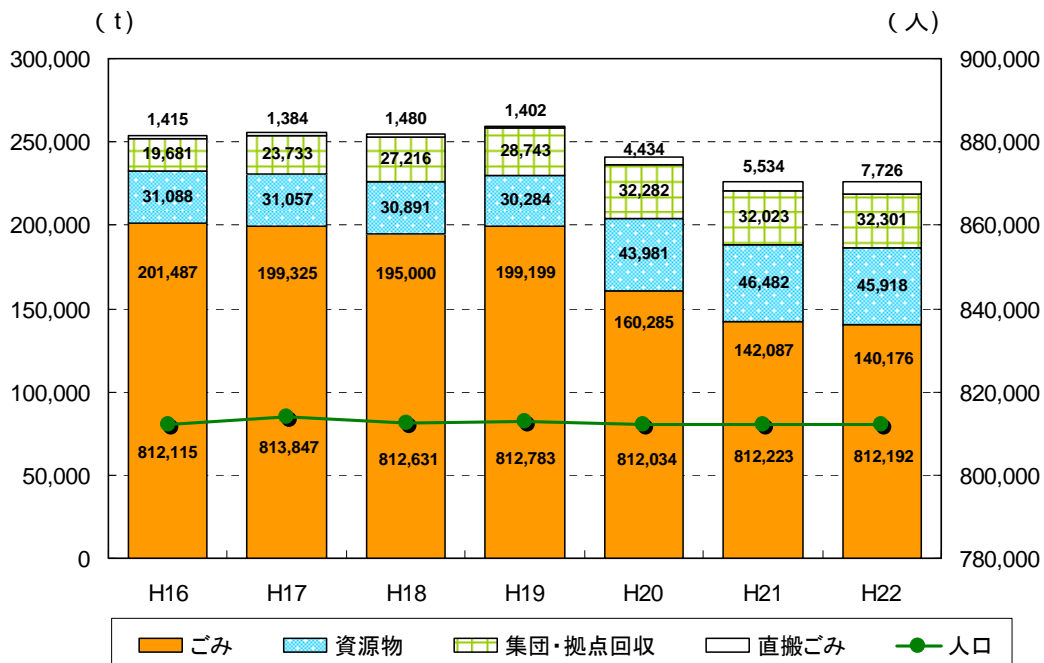


図 11 家庭系ごみ排出量の推移

表 9 家庭系ごみ排出量の推移

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
人口	(人)	812,115	813,847	812,631	812,783	812,034	812,223	812,192	
収集	燃やすごみ	(t)	185,099	183,337	178,812	179,940	145,648	135,313	133,399
	燃やさないごみ	(t)	10,467	10,089	10,496	10,938	7,030	3,692	3,510
	粗大ごみ	(t)	5,921	5,899	5,692	8,321	7,607	3,082	3,267
	計	(t)	201,487	199,325	195,000	199,199	160,285	142,087	140,176
	(平成19年度=100%)	(%)	101.1	100.1	97.9	100.0	80.5	71.3	70.4
資源物	(t)	31,088	31,057	30,891	30,284	43,981	46,482	45,918	
集団・拠点回収	(t)	19,681	23,733	27,216	28,743	32,282	32,023	32,301	
小計	(t)	252,256	254,115	253,107	258,226	236,548	220,592	218,395	
直接搬入ごみ	(t)	1,415	1,384	1,480	1,402	4,434	5,534	7,726	
計	(t)	253,671	255,499	254,587	259,628	240,982	226,126	226,121	
(平成19年度=100%)	(%)	97.7	98.4	98.1	100.0	92.8	87.1	87.1	

2 事業系ごみの排出量

本市の事業系ごみの排出量の推移（図 12、表 10）は、平成 17 年度 10 月から新潟広域において再生可能な古紙類の搬入規制を実施したことにより減少傾向に転じました。平成 20 年 6 月 1 日からは事業系ごみの処理手数料の全市統一や、市による事業系ごみ収集の廃止などの施策を実施したことによりさらに減少傾向が続き、平成 22 年度現在、事業系ごみ量は 90,351t となっています。

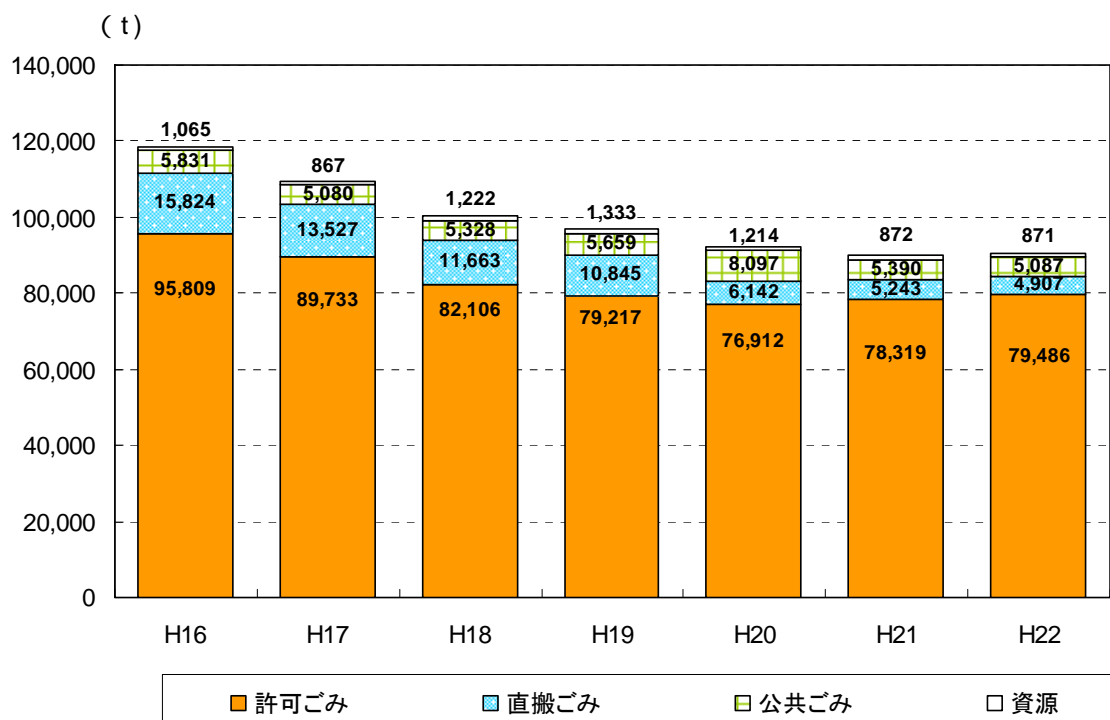


図 12 事業系ごみ排出量の推移

表 10 事業系ごみ排出量の推移

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
許可ごみ	(t)	95,809	89,733	82,106	79,217	76,912	78,319	79,486
事業系直搬	(t)	15,824	13,527	11,663	10,845	6,142	5,243	4,907
公共ごみ	(t)	5,831	5,080	5,328	5,659	8,097	5,390	5,087
資源	(t)	1,065	867	1,222	1,333	1,214	872	871
計	(t)	118,529	109,207	100,319	97,054	92,365	89,824	90,351
(平成19年度 = 100%)		122%	113%	103%	100%	95%	93%	93%

※「許可ごみ」・・・一般廃棄物収集運搬業の許可業者が排出事業者から委託され搬入したごみ
 「事業系直搬」・・・排出事業者が自ら処理施設へ搬入したごみ
 「公共ごみ」・・・地域の清掃活動等による市道の側溝汚泥など
 「資源」・・・堆肥化した学校給食残さなど

3 処理・処分量の推移

本市の処理・処分量の内訳の推移（図 13）は、平成 20 年度の新ごみ減量制度の導入に伴い、焼却量及び埋立量が大幅に減少した一方、資源化量は増加し、その結果リサイクル率（資源化量 ÷ 総排出量）も大きく上昇している状況です。

平成 22 年度の最終処分量は 32,092t、資源化量は 85,403t で、リサイクル率は 27.0% となっています。

また、新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧淵クリーンセンターの3施設では焼却余熱を利用した発電を行っており、余剰電力については売電をしているほか、新田清掃センター、亀田清掃センター、新津クリーンセンターでは、隣接する施設に余熱を供給しています。

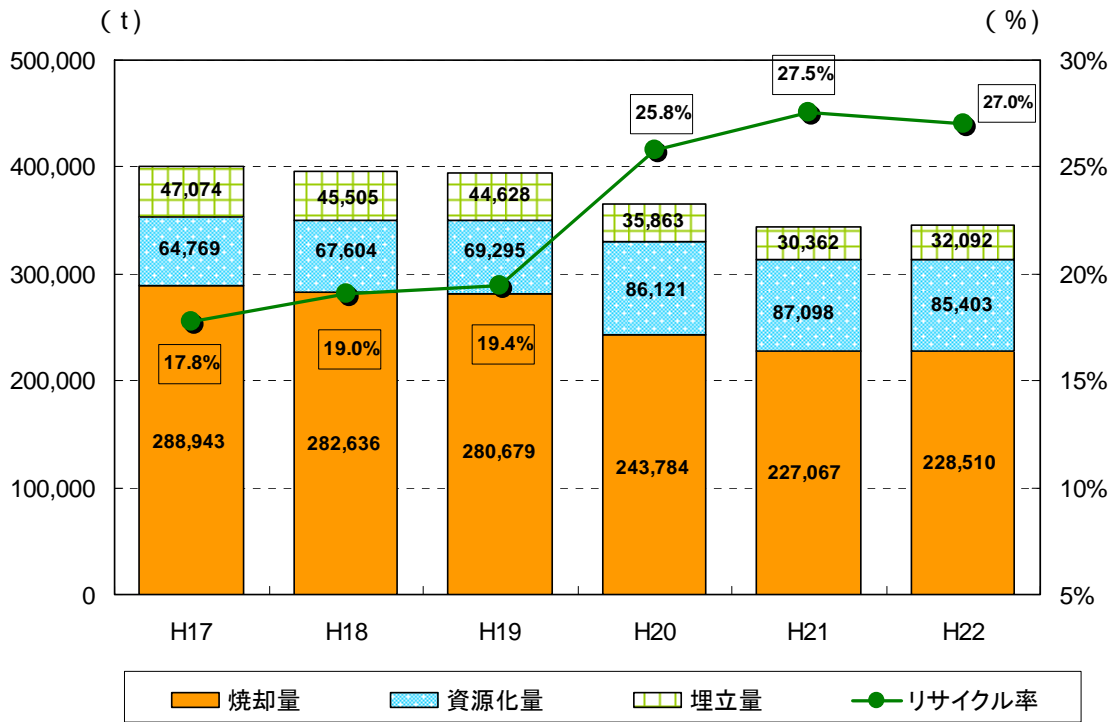


図 13 処理・処分量の推移

4 焼却施設の稼働状況（新）

(1) 焼却施設の稼働状況について

本市では焼却施設が6施設稼働していますが、施設の処理能力に対して、処理対象となる焼却ごみ量が減少傾向にあるため、施設の稼働率に余裕が生じています（図14参照）。また、焼却施設は稼働から9～17年経過しており、短期的には施設の更新は必要ありませんが、長期的な焼却施設のあり方について検討していくことが必要です。

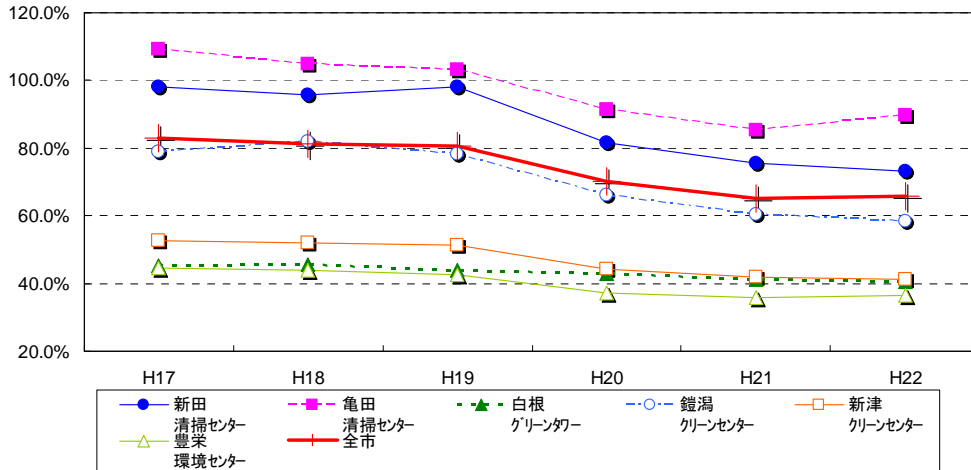
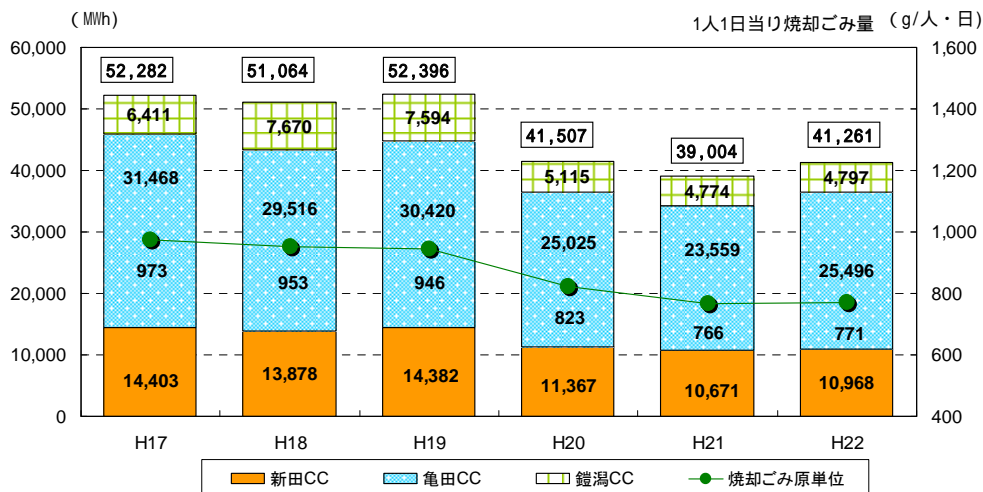


図14 施設能力と稼働率の関係

○稼働率（%）＝各年度の処理量÷基本処理量（処理能力×280日×0.96）

(2) 焼却施設の発電実績

市内の焼却施設のうち焼却余熱で発生させた蒸気で発電を行っている3施設（新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧湯クリーンセンター）の発電量実績の推移（図15）は、平成20年度以降からは発電量の実績は減少傾向を示していますが、これは焼却ごみ量の減少やごみ質の変化による影響とみることができます。



発電量実績：「環境省一般廃棄物処理実態調査」

図15 ごみ発電量の推移

5 ごみ組成

(1) 家庭系ごみ

家庭系可燃ごみの組成は図 16に示すとおりで、厨芥類（生ごみ）、紙類の割合が非常に高く、全体の約7割を占めています。紙類の内容を見ると、「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑紙」、「紙パック」など、リサイクルが容易なものが約5割を占めています。

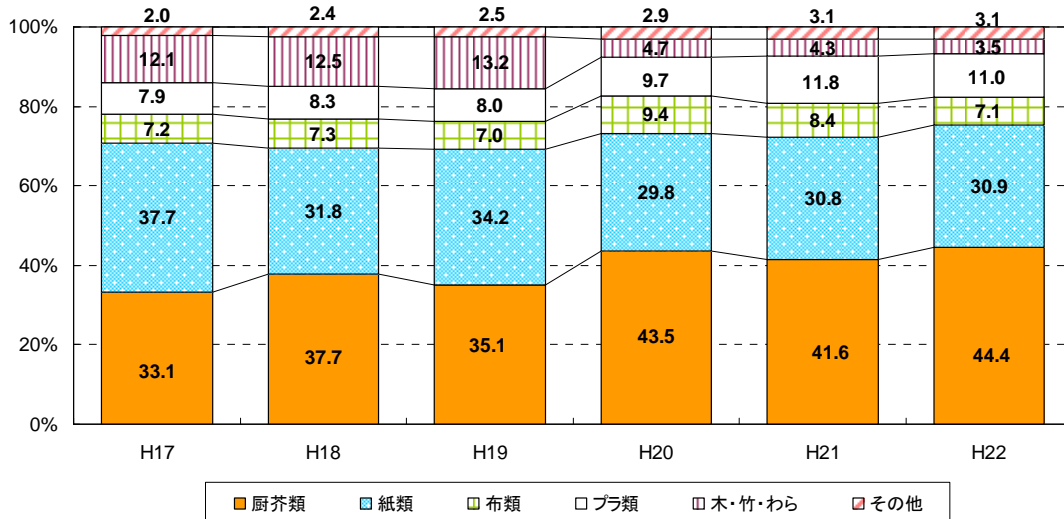


図 16 家庭系可燃ごみ組成調査結果

(2) 事業系ごみ（許可業者収集分）

事業系可燃ごみの組成は図 17に示すとおり、家庭系ごみと同様に、厨芥類（生ごみ）、紙類の割合が非常に高く、全体の約8割を占めています。紙類の内容を見ると、「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑紙」、「紙パック」、「OA用紙」など、リサイクルが容易なものが約6割を占めています。

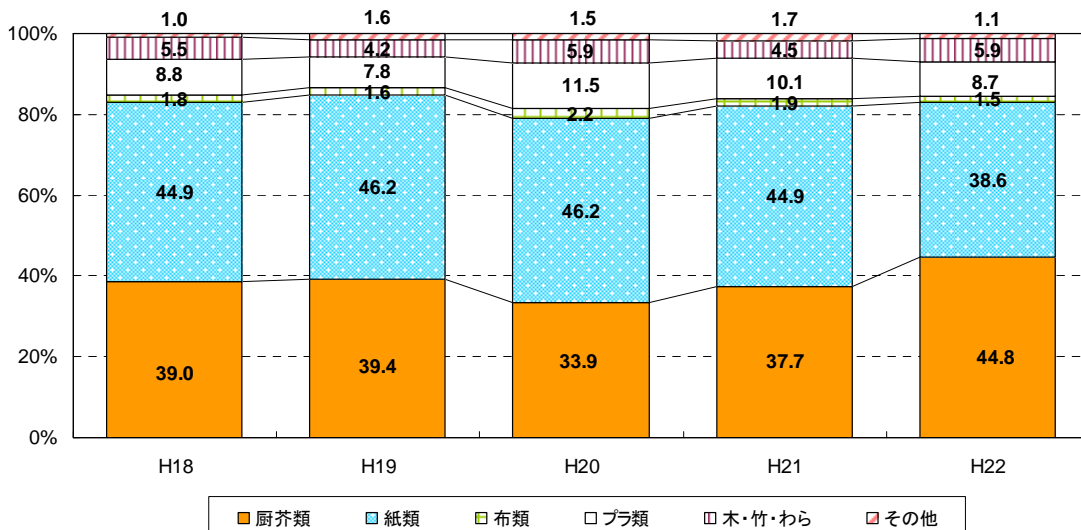


図 17 事業系可燃ごみ組成調査結果

6 ごみ処理経費

平成22年度のごみ処理経費は（し尿・浄化槽汚泥及び産業廃棄物の適正処理に関する経費を除く）は約102億円です。また、市民一人あたりのごみ処理経費（ごみ処理原価を住民基本台帳人口で除したもの）は約12,692円となっており、年々減少傾向を示しています。

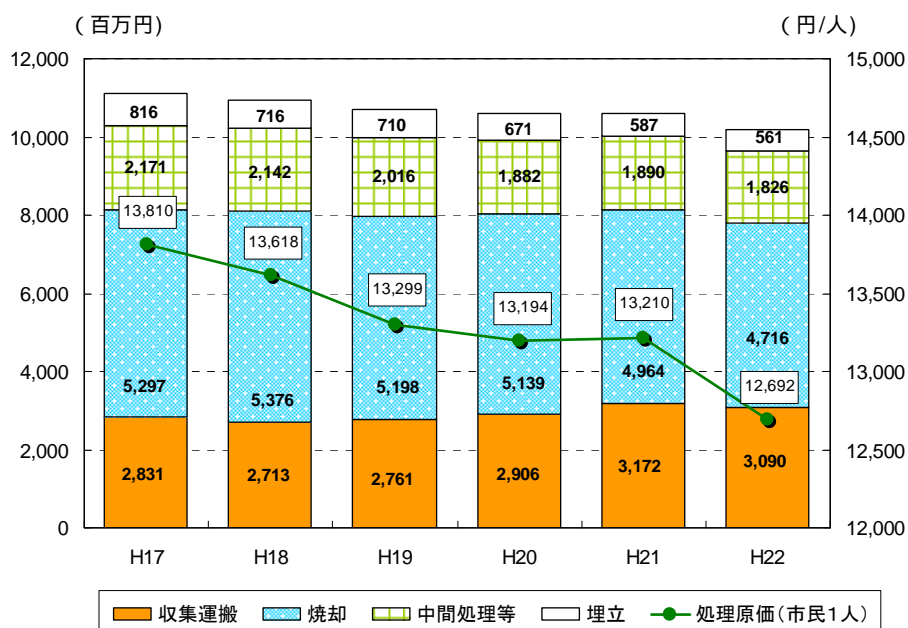


図18 ごみ処理経費の推移

○費用 …… 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」 廃棄物処理事業経費（ごみ）

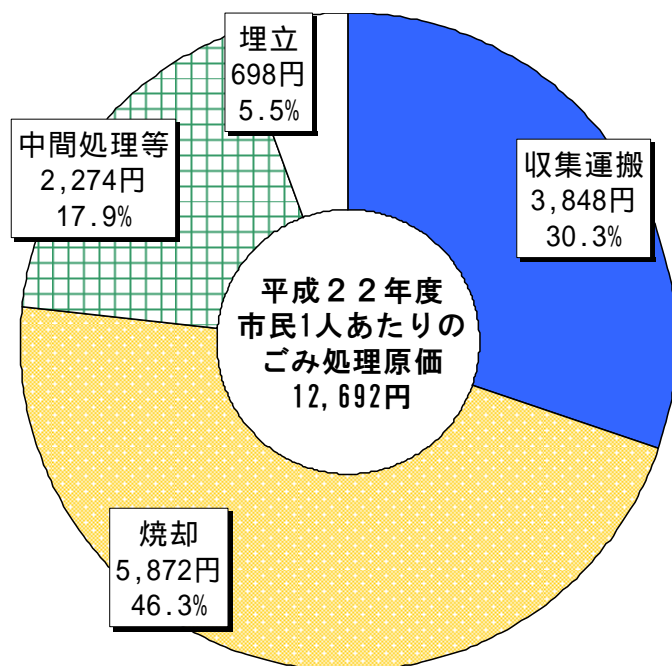


図19 市民1人あたりの処理原価（平成22年度）

7 数値目標の達成状況

前『一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』に基づき、平成20年6月から「新・ごみ減量制度」を開始した結果、市民の皆さまのご協力により、計画で掲げた数値目標（1人1日あたり家庭系ごみ量、リサイクル率、最終処分量）を前倒して達成することができました（表11）。

また、参考指標である事業系ごみ量については、中間目標年度における数値目標を達成しているものの、家庭系ごみに比べて減少率が低い状況にあります。

引き続き、ごみの減量・資源化に取り組んでいくうえで、事業系ごみ量についても数値目標を掲げ、計画的かつ継続的にごみ減量施策に取り組んでいくことが望まれます。

表 11 数値目標の達成状況

区分	実績			目標値	
	H19	H21	H22	H23 (中間)	H26 (最終)
1人1日あたり 家庭系ごみ量	671g	479g (497g)	473g (494g)	570g	570g
(参考)事業系ごみ量	98,456t	95,358t	98,077t	113,000t	
リサイクル率	19.4%	27.6%	27.0%	23.0%	26.0%
最終処分量	44,628t	30,362t	32,092t	39,000t	32,000t

※1人1日あたり家庭系ごみ量について

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してきましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

表中の上段（括弧無し）：

$$= (\text{燃やすごみ} + \text{燃やせないごみ} + \text{粗大ごみ}) (\text{t/年}) \div \text{人口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^3$$

表中の下段（括弧あり）：

$$= (\text{燃やすごみ} + \text{燃やせないごみ} + \text{粗大ごみ} + \text{直接搬入ごみ(有料分)}) (\text{t/年}) \div \text{人口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^3$$

8 他都市の比較

平成21年度の環境省『一般廃棄物処理実態調査結果』の実績値をもとに、他政令市のごみ処理システムと比較しました。比較の結果を以下に示します。

(1) ごみの排出状況について

資源物を含む1人1日あたり家庭系ごみの総排出量は、新潟市を除く18政令市の平均よりも高い状況ですが、資源物を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ量では政令市の平均よりも低く、平成20年6月からの新ごみ減量制度による効果が現れているといえます。

(2) 資源化の状況について

資源化の指標であるリサイクル率は、政令市の平均よりも高い数値となっており、10種13分別による資源化が進んでいるといえます。

(3) エネルギーの回収状況について

1人あたりのプラスチック類焼却時の二酸化炭素排出量については、政令市の平均よりも多く、また、ごみ処理施設から発生するエネルギー回収量は、政令市の平均よりも低い値となっています。今後、循環型社会を目指すうえで、温室効果ガスの削減とエネルギー回収の促進を両立させていくことが重要です。

(4) 処理経費の状況について

処理経費については、政令市の平均と同水準にありますが、適正な処理・処分体制を確保しつつ、処理・処分に係る経費の削減に努めていくことが必要です。

表12 他政令市のごみ処理システムとの比較結果（平成21年度実績）

評価項目	算出方法	H21実績ベース		
		新潟市	政令市平均	
1人1日あたり家庭系ごみ量	家庭系ごみ（資源物以外） =（家庭系ごみ収集量+家庭系直接搬入量）÷総人口 住民基本台帳人口（平成22年3月31日現在）	(g/人・日)	504	534
	家庭系ごみ（資源物含む） =（家庭系ごみ収集量+家庭系直接搬入量）÷総人口 住民基本台帳人口（平成22年3月31日現在）	(g/人・日)	648	592
事業系ごみ量	事業所（全数、不詳除く）あたりのごみ量 事業所数：「平成21年度経済センサス」（不詳は含まない）	(kg/事業所)	2,315	2,894
1人1日あたりごみ総排出量	ごみ総排出量 ÷ 総人口 ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量	(g/人・日)	1,077	1,058
リサイクル率	総資源化量 ÷ ごみ総排出量	(%)	27.5	18.2
最終処分率	総最終処分量 ÷ 計画処理量	(%)	10.6%	12.0%
1人あたりのプラスチック類焼却時の二酸化炭素排出量	{焼却ごみ量 × (1 - 水分率) × 焼却ごみ組成比率 × 排出係数} ÷ 総人口 水分率・組成率ともに、施設処理量の加重平均値 ビニール、合成樹脂、ゴム・皮革類 排出係数 = 2.765t-CO ₂ /t	(kg-CO ₂ /人)	103	94
1人当りの処理原価	廃棄物処理事業経費（市町村+組合分担金）÷人口	(円/人)	14,619	14,113
焼却量あたりエネルギー回収量	{総発電量（熱量換算）+ 余熱利用量} ÷ 焼却量 （京都市は余熱利用量がすべて不明なため除外した）	(MJ/t)	2,737	3,215
ごみの分別数	新潟市調べ（第1回清掃審議会資料より）	(区分)	13	10

実績値は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」をもとに新潟市が独自に算出した結果である。

3 現状を踏まえた課題の整理

(1) 家庭系ごみにおける課題

- 家庭系の可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化
- 家庭系の可燃ごみに含まれる再生可能な古紙類やプラスチック製容器包装の混入防止対策の強化
- 違反ごみの防止と分別マナーの向上を図るための、分別ルールを十分理解していない層に対するきめ細かな周知・啓発活動の充実
- ごみ問題に関心を持ち3Rの意識を早期から醸成するための、幅広い年齢層を対象とした環境教育の充実
- 市全体でごみの減量化とリサイクルを推進するための、市民・事業者・行政の緊密な連携

(2) 事業系ごみにおける課題

- 事業系の可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化
- 事業系の可燃ごみに含まれる再生可能な古紙類や産業廃棄物の混入を防止するための、事業所における分別指導の徹底
- 事業系ごみ減量・リサイクルガイドライン及び事業系古紙類の搬入規制についての、事業所に対する周知活動の強化
- 排出事業者がごみ減量に対し積極的に取り組むための、減量化に係るインセンティブ（動機付け）の付与

(3) 収集・処理体制における課題

- 現在の収集運搬体制を安定的に維持しつつ、ごみ量の減少に応じた効率化の促進
- 平成24年度から供用開始となる新田清掃センター焼却施設、（仮称）新赤塚埋立処分地の適正な運転及び稼働後のコスト等の検証
- 今後の少子高齢社会の進展に伴うごみ量の減少にあわせた、長期的な視点に立った効率的な収集・処理体制の検討
- 大規模災害発生時においても迅速に対応するための、廃棄物分野における実効性のある体制の整備

市民・事業者・行政の協働による3R運動のさらなる推進

ごみ量の減少に応じた効率的な収集・処理体制の整備

第3章 ごみ処理の目標と方針

1 ごみ処理の基本理念

1 ごみ処理の基本理念

新潟市では、平成19年6月に策定された前「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、平成20年6月にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」へと移行した結果、家庭系ごみ量が3割減るなど、計画に掲げる数値目標を早期に達成することができました。新ごみ減量制度への移行を契機に、市民・事業者・行政それぞれが循環型社会の構築の重要性についての認識を共有し、それに向けた歩みが着実に進んでいるところです。

しかしながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は地球規模で増加の一途をたどり、世界各地で希少生物の絶滅が危惧されています。また、中国など新興国の目覚ましい経済発展により資源需要が増大している現状においては、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築するという考え方が重要です。そしてこれからも、より一層ごみの発生抑制に努め焼却量を削減するとともに、資源化可能なものをできるだけ資源化し有効に活用していくことが求められています。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄など利便性や豊かさのみを追求するという価値観を転換し、省資源・省エネルギー、温室効果ガス排出量の抑制、多様な生態系の保全などの必要性について、社会全体として共有することにより、持続可能な社会の実現を目指していくことが重要です。

「大地と共に育つ、田園型拠点都市」を都市像に持つ新潟市においても、市の特色を生かしてさらなるごみ減量・資源化に努める責任があります。循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築し、新潟市が持続的に発展するため、市民・事業者・行政が一体となって「環境先進都市」の実現に向けた取り組みを加速させていくことを基本理念とします。

新・新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 基本理念

市民・事業者・市の協働のもと、
とものつくる環境先進都市

2 本市の目指す循環型社会

(1) 循環型社会とは

本市の目指す循環型社会は図15に示すとおり、3Rの考え方に基づき、「①発生抑制（Reduce）」、「②再使用（Reuse）」、「③再生利用（Recycle）」の優先順位で、天然資源の投入をできるだけ抑制し、埋立処分量を削減するとともに、どうしても燃やさざるをえないごみについては、焼却余熱の発電利用など、エネルギーとしての活用をすすめ、適正に処理・処分していく社会とします。

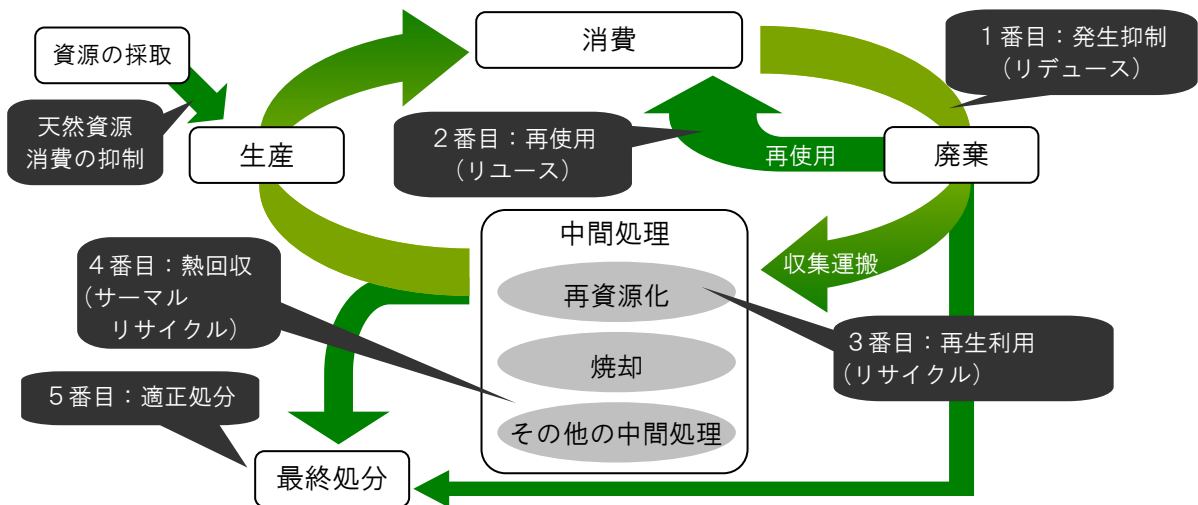


図 20 本市の目指す循環型社会のイメージ図

(2) 循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係

本市が目指す循環型社会の実現するためには、低炭素社会と自然共生社会を統合的に構築していくことが必要になります。本市が考える循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係は以下のとおりです。

■低炭素社会との関係

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（とくに、二酸化炭素）の排出が少ない社会を念頭に、3R 施策や焼却余熱などのエネルギーの有効活用を図るなど、温室効果ガスの排出を少なくするように効率的な収集・処理体制を構築します。

■自然共生社会

豊かな生物多様性を次世代に引渡し、自然の恵みを持続的に得ることができる社会を念頭に、環境への負荷をできる限り少なくするように、地域の実情に応じた収集・処理体制を構築します。

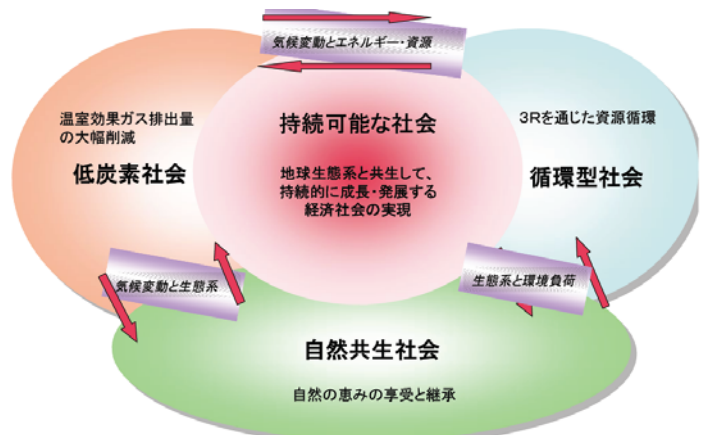


図 21 持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

資料) 環境省：「21世紀環境立国戦略」(別冊) これまでの審議における意見や提案等の概要

2 環境先進都市に向けた数値目標

1 環境先進都市の数値目標

表 13 ごみ量等の数値目標

区 分	平成 22 年度 (最新実績)	平成 28 年度 (中間目標)	平成 31 年度 (最終目標)
① 家庭系ごみ量 ^{※1} (1人1日あたり ^{※2})	494g	484g (△10g)	474g (△20g)
② 事業系ごみ排出量 ^{※3}	84,393t	79,400t (△4,993 t)	74,500t (△9,893 t)
③ リサイクル率 ^{※4}	27.0%	29.4% (+2.4%)	30.2% (+3.2%)
④ 最終処分量	32,092t	22,400t (△30%)	21,700t (△32%)
(参考指標) 廃棄物分野の CO ₂ 排出量 ^{※5}	81,957t-CO ₂ /年	75,900t-CO ₂ /年 (△7%)	73,300t-CO ₂ /年 (△11%)

※1 家庭ごみ量：「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「家庭系直接搬入量(有料分)」の合計

※2 1人1日あたり家庭系ごみ量について

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してきましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

※3 従前まで一斉清掃等における側溝汚泥「公共ごみ」及び事業所から出る「資源ごみ」を含んで集計してきましたが、新しい計画においては、これらを除いて集計するよう統計手法を見直しました。

※4 リサイクル率 = 資源化量 / 総排出量

※5 焼却処理(プラスチック類+全量)由来分 + 廃棄物処理施設・公用車のエネルギー使用由来

第3章 ごみ処理の目標と方針

(1) 家庭系ごみ量（1人1日あたりごみ排出量）

■家庭系ごみ量＝「燃やすごみ」＋「燃やさないごみ」＋「粗大ごみ」

1人1日あたりのごみ量を、平成22年度実績の494gから、平成28年度までに10g削減し、484g以下にすることを目標とします。

平成20年6月実施の新減量制度によるごみ減量効果を維持するとともに、ごみの発生抑制や資源化可能な資源物の分別強化を図っていくことで、数値目標の達成を目指します。

なお、平成28年度以降については、中間目標の達成状況を踏まえ、新たに目標を設定するものとします。

最終目標年度（平成31年度）までに、
家庭系ごみ量（1人1日あたりごみ排出量）を
平成22年度に比して20g以上の削減を目指します

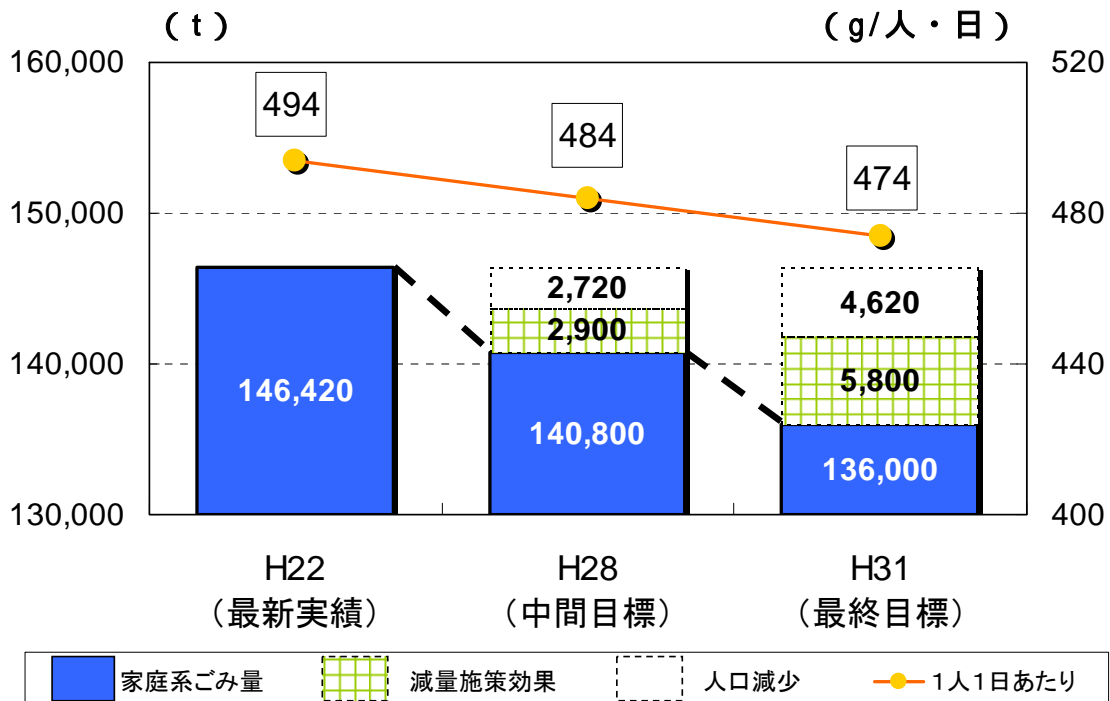


図 22 家庭系ごみ排出量の見通し

【減量効果の内訳】

- 制度の周知と分別の徹底 ……△4,800t
(プラスチック製容器包装、雑紙の分別徹底)
- 生ごみ等減量の推進 ……△1,000t
(生ごみ減量、古布・古着物拠点回収・小型家電の資源化)

(2) 事業系ごみ排出量

■事業系ごみ排出量＝許可業者ごみ＋事業系直接搬入量

事業系ごみ排出量については、平成22年度実績の84,393tから、平成28年度までに約5,000t削減し、79,400t以下にすることを目標とします。

平成20年6月実施の新減量制度によるごみ減量効果を維持するとともに、古紙の搬入規制強化及び資源物等の分別の徹底などにより、数値目標の達成を目指します。

なお、平成28年度以降については、中間目標の達成状況を踏まえ、新たに目標を設定するものとします。

最終目標年度（平成31年度）までに、
事業系ごみ排出量を
平成22年度に比して約10,000t以上の削減を目指します

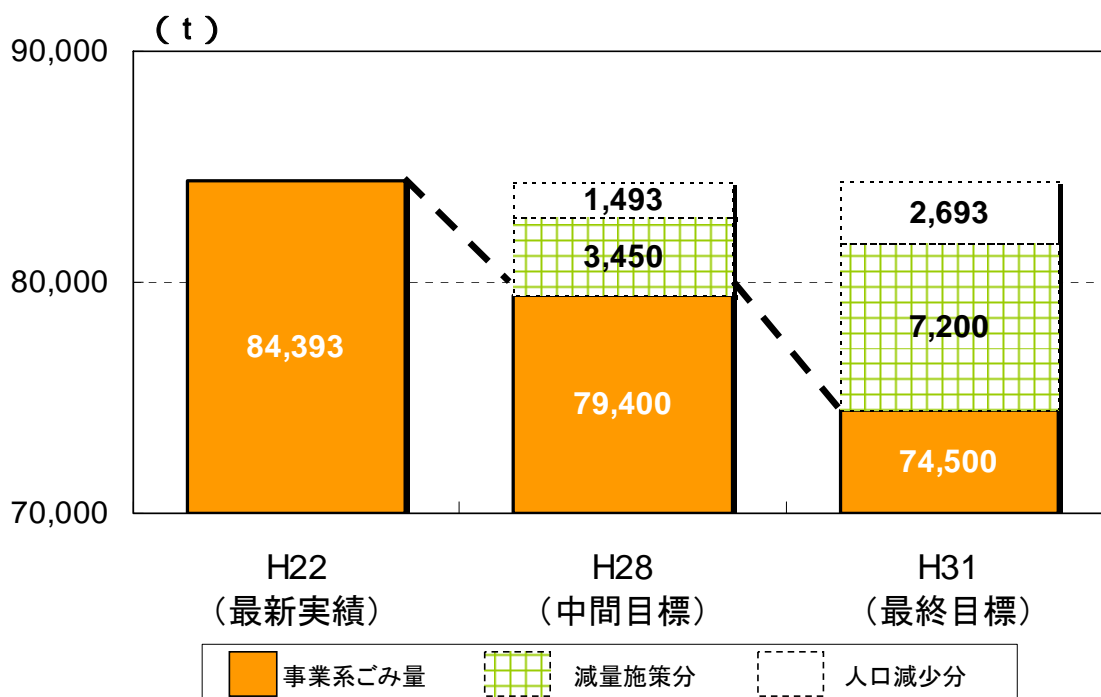


図 23 事業系ごみ排出量の見通し

【減量効果の内訳】

○事業系ごみの排出抑制と資源化の推進・・・△7,200t

〔排出抑制と排出ルール・資源化に係る制度の周知徹底
分別の徹底、処理施設での搬入規制、優良事業者の評価〕

(3) リサイクル率

■ $\text{リサイクル率} = \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量 (家庭系ごみ+事業系ごみ+集団・拠点回収)}$

リサイクル率については、平成22年度の27%から、平成28年度までに29.4%以上に、また平成31年度までに30.2%以上に引き上げることを目標とします。

家庭系・事業系ともにごみ排出量を削減するとともに、資源物の分別の徹底や集団・拠点回収の取り組みを充実させることにより資源化を促進することで、リサイクル率の向上を図ります。

最終目標年度（平成31年度）までに、
リサイクル率を
30%以上に引き上げることを目指します

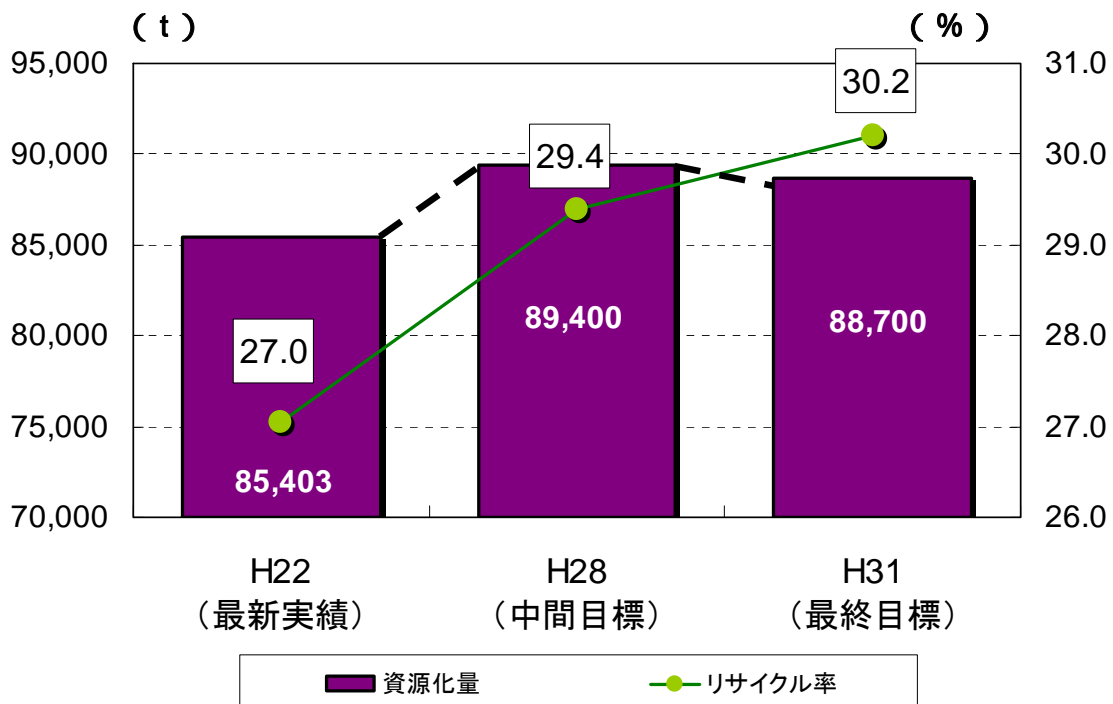


図 24 リサイクル率の見通し

(4) 最終処分量

■ (参考) 最終処分量率 = 最終処分量 ÷ 計画ごみ処理量 (集団・拠点回収を除く)

最終処分量については、平成22年度実績の32,092 tから、平成28年度までに約9,700 t削減し、22,400 t以下にすることを目標とします。

最終処分量は、焼却ごみ量の削減と、溶融機能を備えた新しい新田清掃センター焼却施設の稼働により、資源化量の増加と最終処分量の削減を見込んでいます。

最終目標年度（平成31年度）までに、
最終処分量を
平成22年度に比して約10,000t以上の削減を目指します

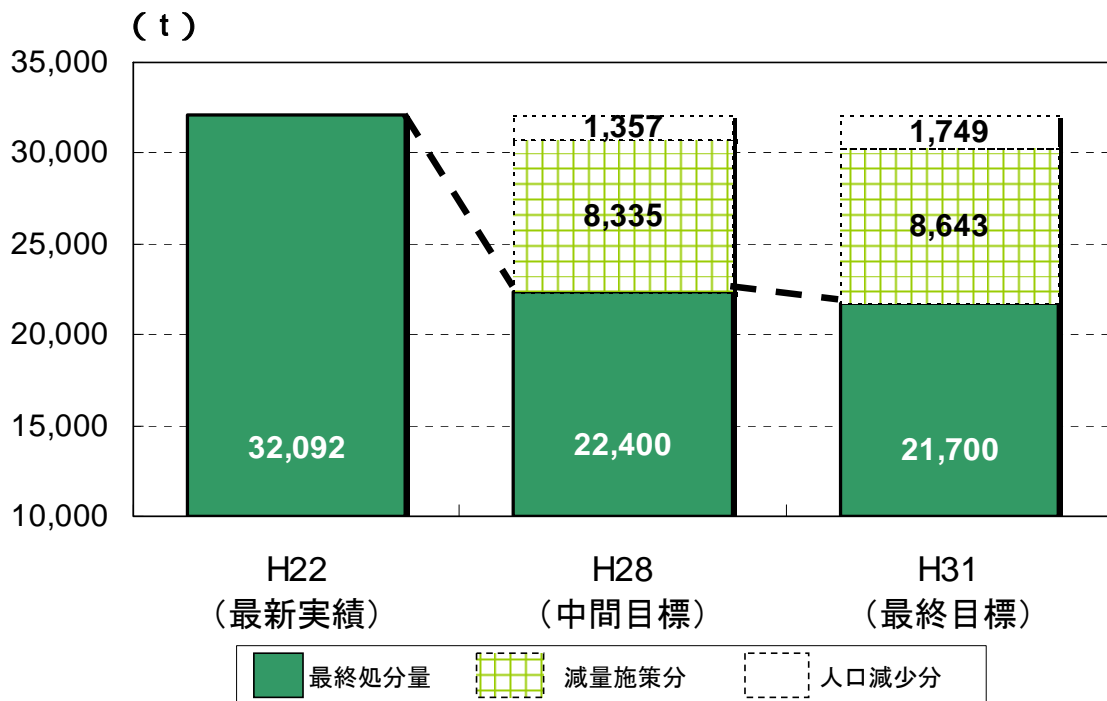


図 25 最終処分量の見通し

3 ごみ処理の基本方針

【基本方針1】

家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

【基本方針2】

事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。
また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など、積極的な指導に取り組みます。

【基本方針3】

違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化します。
併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

【基本方針4】

収集・処理体制の整備

市民のごみ減量化の努力と人口減少社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。
また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。

第4章 目標達成に向けた基本施策

基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

【基本施策1】 制度の周知と分別の徹底

〔個別施策1〕 情報提供の充実

〔個別施策2〕 高齢者，単身世帯，転入者などへの対応

〔個別施策3〕 雑紙，プラスチック製容器包装の分別推進

〔個別施策4〕 ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進

【基本施策2】 意識啓発・環境教育の推進

〔個別施策1〕 幅広い年齢層への環境教育の充実

〔個別施策2〕 地域における意識啓発・環境教育活動の推進

【基本施策3】 3R・生ごみ減量の推進

〔個別施策1〕 マイバッグ運動などリデュースの推進

〔個別施策2〕 古布・古着などのリユースの推進

〔個別施策3〕 使用済み小型家電製品等の新たなリサイクルの推進

〔個別施策4〕 生ごみ減量・リサイクルの推進

【基本施策4】 市民・事業者・市の協働した体制づくり

〔個別施策1〕 クリーンにいがた推進員制度の充実

〔個別施策2〕 三者協働による推進体制の整備

1 制度の周知と分別の徹底

(1) 情報提供の充実

広報紙をはじめ、市報やホームページを活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供するほか、ごみ減量検定など市民が関心を持てるような工夫を継続して行います。その際は分かりやすさに配慮し、より効果的な内容となるよう努めます。

また、ごみ処理コストや計画の進捗状況などについて広く情報の共有化を図ります。

具体的な推進策

- ・資源とごみの情報紙サイチョプレスの発行
- ・市報によるお知らせ
- ・市ホームページコンテンツの充実
- ・ごみ減量検定の実施
- ・各種情報誌の発行 など

(2) 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応

現在のごみ分別制度が高齢者、単身世帯、転入者などにとって分かりにくいといった意見があるため、より分別に取り組みやすいよう周知方法を工夫します。

具体的な推進策

- ・高齢者、単身世帯、転入者などにも分かりやすい分別パンフレットなどを通じた広報・啓発活動の充実

(3) 雑紙、プラスチック製容器包装の分別推進

家庭ごみのほとんどを占める「燃やすごみ」の中には、資源化可能なものとして雑紙やプラスチック製容器包装がまだ多く含まれており、ごみ減量にはこれらの分別徹底に力を入れることが有効です。雑紙とプラスチック製容器包装の分別方法を分かりやすく広報するなど、周知徹底に努めます。

(4) ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進

巻広域におけるごみ分別制度については早期に統一ができるよう、一層の住民理解の促進に努めます。プラスチック製容器包装の分別については、多くの住民が理解を示しているため、いち早く制度化します。

2 意識啓発・環境教育の推進

(1) 幅広い年齢層への環境教育の充実

3R意識の啓発には幅広い年齢層に対する環境学習の機会を提供することが必要であることから、教育機関における環境教育の充実や自治会・町内会における勉強会等に対する支援を行います。

具体的な推進策

- ・小・中学校への副読本の配布と施設見学の継続
- ・リサイクルプラザにおける体験講座等の充実
- ・未就学児や小学校低学年に対する早期の環境教育の実施
- ・施設見学と同等の効果が図れる施設見学映像の作成と活用

(2) 地域における意識啓発・環境教育活動の推進

地域の祭りや行事における環境関連の意識啓発や地域が主体となる環境活動を積極的に支援し、地域独自の取り組みがより頻繁に行われるよう働きかけます。

具体的な推進策

- ・地域の祭りや行事における廃棄物の発生抑制に係る意識啓発
- ・地域の祭りや行事におけるリユース食器の利用促進
- ・地域活動補助金の活用による地域の環境関連活動の支援

3 3R・生ごみ減量の推進

(1) マイバッグ運動などリデュースの推進

3Rのうちもっとも優先順位が高いリデュースの浸透を図るため、市民や事業者に対し様々な方法により働きかけを行います。

具体的な推進策

- ・ごみを出さない商品提供に積極的な店舗の認定
- ・マイバッグ運動など環境にやさしい買い物運動の推進
- ・マイボトルやマイ箸の利用について市民への普及推進

(2) 古布・古着などのリユースの推進

古布・古着の拠点回収の利用率を向上させるほか、リサイクルプラザや廃棄物処理施設における家具などの修理・展示提供を行う「リサイクル提供事業」のさらなる周知を図ります。

(3) 使用済み小型家電製品等の新たなリサイクルの推進

近年注目を浴びている使用済み小型家電製品からのレアメタルの回収をはじめ、新しいリサイクル技術の進展や社会情勢の変化に応じた、リサイクルルートの構築を検討します。

具体的な推進策

- ・ 効率的な使用済み小型家電製品の回収方法の検討及び実施
- ・ 使用済み小型家電製品の回収に係る周知・啓発

(4) 生ごみ減量・リサイクルの推進

生ごみの水切りや地域でのリサイクル活動など市民と一体となって取り組むほか、新潟市の「都市と田園が共存する」という特徴を踏まえ、農業行政サイドとも連携を図りながら施策を講じます。なお、生ごみの堆肥化を行う場合は土壌や水質の汚染につながらないように慎重な処理等に注意します。

具体的な推進策

- ・ 市民と協働した生ごみ減量運動の推進
- ・ 農林水産部門と連携した生ごみリサイクル施策の検討
- ・ 市民農園等における生ごみ堆肥化講習等の実施
- ・ 生ごみの分別収集に向けた調査・研究

4 市民・事業者・市の協働した体制づくり

(1) クリーンにいがた推進員制度の充実

クリーンにいがた推進員制度により、地域と一体となった3R運動を展開します。推進員を対象とした研修会やリサイクル施設の施設見学会を継続し、制度のさらなる充実を図ります。

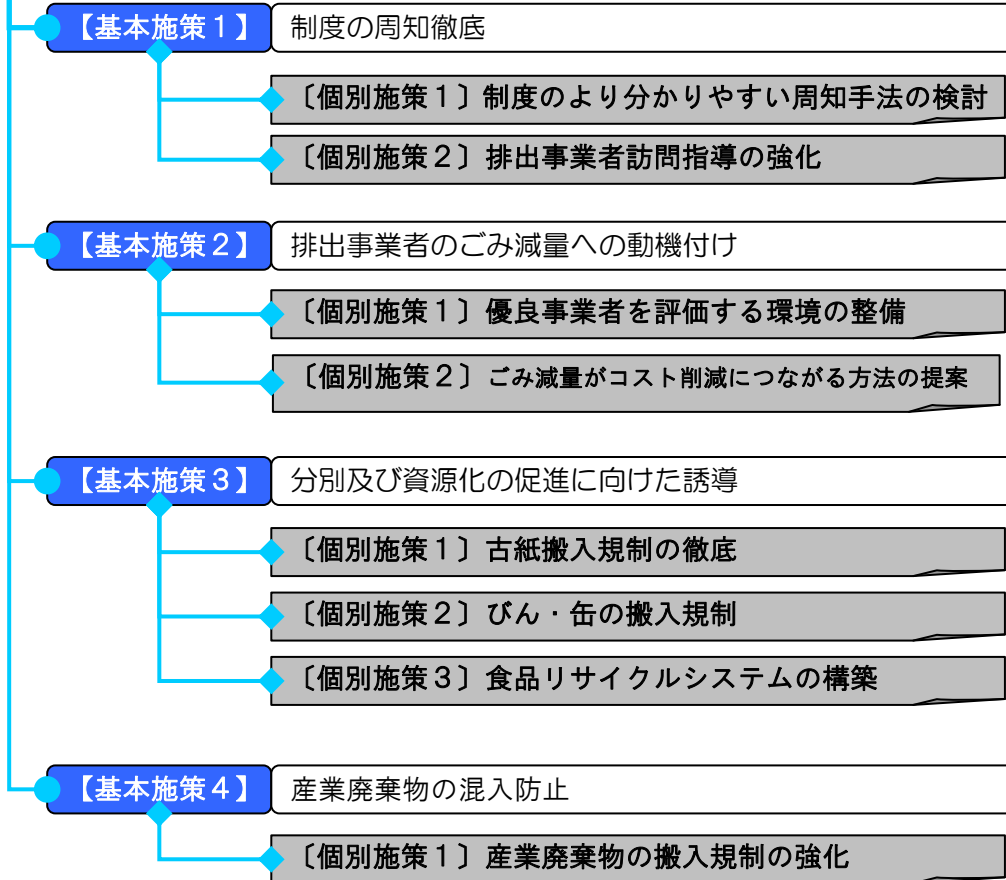
(2) 三者協働による推進体制の整備

市民・事業者・市が一体となって3R運動を展開できる体制の整備に努めます。また、NPOなどの市民団体やボランティア団体などとも連携しながら取り組みます。

基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組みます。

基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進



1 制度の周知徹底

(1) 制度のより分かりやすい周知手法の検討

中小事業所が分別に取り組みやすくなるよう、「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドライン」を見直すなど、より分かりやすい周知手法を検討します。

(2) 排出事業者訪問指導の強化

排出事業所に対する訪問指導等の取り組みをより充実させ、制度の周知徹底を図ります。

2 排出事業者のごみ減量への動機付け

(1) 優良事業者を評価する環境の整備

ごみ減量に関する優良事業者の評価制度の構築も視野に入れ、社会で積極的に評価する環境を整備します。

(2) ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案

排出事業者が積極的にごみ減量に取り組むよう、コスト削減につながる方法を検討し提案していきます。

3 分別及び資源化の促進に向けた誘導

(1) 古紙搬入規制の徹底

排出事業者への古紙搬入規制の周知を徹底し、廃棄物処理施設における搬入物の展開検査を強化します。

(2) びん・缶の搬入規制

資源化可能で保管しやすいびん・缶の廃棄物処理施設への搬入規制を検討し、資源化へ誘導します。

(3) 食品リサイクルシステムの構築

事業系可燃ごみの多くを占める食品廃棄物の資源化を進めるため、食品リサイクルシステムの構築を図ります。

4 産業廃棄物の混入防止

(1) 産業廃棄物の搬入規制の強化

市の施設に搬入される事業系ごみの中には、食品製造業等から排出される動植物性残渣（主として食品廃棄物）や廃プラスチックなどの産業廃棄物が混入している場合があるため、事業者において産業廃棄物と一般廃棄物をきちんと分別して処理するよう指導・啓発するとともに、市の施設における産業廃棄物の混入防止対策を強化します。

基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化します。

併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぽい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

【基本施策1】

ごみ集積場における違反ごみ対策

【基本施策2】

ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

【基本施策3】

地域と連携した美化活動・ぽい捨て等防止活動の推進

(1) ごみ集積場における違反ごみ対策

10種13分別について、一部の分かりにくい分別区分の呼称を見直すとともに、より分かりやすく工夫したパンフレットを配布することなどにより、分別方法や排出方法の広報・啓発を強化します。

また、地域と連携したごみ出しマナーの向上を図るとともに、ごみ集積場の設置などに対する支援などを通じ、ごみ出しルールが守られる環境整備を進めます。

さらに、特にごみ出しマナーが改善しない地域においては、重点的な指導・啓発活動を行います。

具体的な推進策

- ・より分かりやすい分別区分の呼称への見直し
- ・クリーンにいがた推進員と連携したごみ出しマナーの向上
- ・ごみ集積場の設置に対する補助や看板の設置等による支援
- ・自治会・町内会、不動産業者、大学・専門学校と連携した啓発活動の強化

(2) ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出しができる環境を確保するため、ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為禁止に係る周知を図り、取締りを強化します。

具体的な推進策

- ・ごみ集積場における持ち去り禁止看板の設置
- ・清掃事務所等によるごみ集積場の定期パトロールの実施
- ・関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取締りの強化

(3) 地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進

地域一斉清掃や自主的な美化活動を促進し、地域住民の意識の向上を図ることにより、地域の生活環境の保全に努めます。

また、ぼい捨て等及び路上喫煙防止に関する条例のさらなる制度周知を図るとともに、引き続き環境美化指導員による定期巡視を行うことにより、ぼい捨て等行為の減少を目指します。

具体的な推進策

- ・ぼい捨て等行為への地域と連携した指導・啓発強化
- ・地域一斉清掃やボランティア清掃の定期的な実施及び市民参加の促進
- ・自治会等による自主的な美化活動の促進
- ・不法投棄多発地域への重点的なパトロールや監視の強化

基本方針4 収集・処理体制の整備

市民のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。

また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。

基本方針4 収集・処理体制の整備

【基本施策1】 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築

【基本施策2】 効率的な適正処理・処分の実施

【基本施策3】 廃棄物処理施設のあり方の検討

【基本施策4】 大規模災害に備えた事前の体制整備

(1) 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築

現在の収集運搬体制を安定的に維持しつつ、経費削減を図るため収集運搬業務のさらなる効率化を検討します。

(2) 効率的な適正処理・処分の実施

平成24年度から供用開始となる、新田清掃センター焼却施設及び（仮称）新赤塚埋立処分地の適正な運用を行うとともに、同センター焼却施設においては施設稼働後のコスト等の検証を行います。

また、老朽化した施設については必要に応じ長寿命化の検討を行うとともに、設備の更新にあたっては地球温暖化対策の観点から、温室効果ガスの削減に取り組みます。

なお、資源化の推進については、引き続き民間処理業者の充実・育成を図ります。

(3) 廃棄物処理施設のあり方の検討

市民のごみ減量化の努力により大幅にごみ量が減少し、廃棄物処理施設の稼働率が低下しています。また、今後少子高齢社会の進展により、ごみのさらなる減少が進むことが予想されます。

このような状況において、効率的な施設運営を行うため、廃棄物処理施設のあり方を検討し、既存施設の老朽度、稼働状況等を総合的に勘案しながら施設の統廃合（中継施設化を含む）を進めます。

なお、施設の統廃合にあたっては、これによる影響を慎重に見極めつつ、市民の利便性の確保を優先することとし、新たな処理体制の構築と併せ、収集運搬体制の見直しを図ります。

また、最新のリサイクル技術の動向を注視し、必要に応じ処理施設の整備を検討します。

(4) 大規模災害に備えた事前の体制整備

巨大地震とそれに伴う大津波の発生や河川の氾濫による水害といった、複合的かつ大規模な災害に迅速に対応するため、廃棄物分野における災害に備えた事前の体制整備を進めます。

また、避難所等におけるトイレ対策においては、高齢者や障がい者、乳幼児等にも配慮した対策を講じることにより、災害時要援護者全般に対するきめ細かな対応が可能となる体制を整備します。

さらに、事前の体制整備においては、他の防災関連計画との整合を図りつつ、市の組織全体で真に実効性が確保された体制となるよう努めます。